

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表
(案件番号「平28-17」)

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(平成28年大阪市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当する表現活動(案件番号「平28-17」)について、条例第5条第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和5年12月4日

大阪市長 横 山 英 幸

1 ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の8つの表現活動(表現活動1、表現活動2、表現活動3、表現活動4、表現活動5、表現活動6、表現活動7及び表現活動8)は、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ(以下単に「ヘイトスピーチ」という。)に該当する。

(表現活動1)

平成28年7月19日に大阪市役所前で弁士A、弁士B及び弁士Cを含む複数の弁士により行われた街宣活動(以下「本件街宣活動1」という。)のうち、弁士Bにより行われた街宣活動(以下「本件表現活動1」という。)

(表現活動2)

平成28年7月22日に大阪市役所前で弁士B、弁士C及び弁士Dを含む複数の弁士により行われた街宣活動(以下「本件街宣活動2」という。)のうち、弁士Bにより行われた街宣活動(以下「本件表現活動2」という。)

(表現活動3)

本件街宣活動2のうち、弁士Cにより行われた街宣活動(以下「本件表現活動3」という。)

(表現活動4)

本件街宣活動2のうち、弁士Dにより行われた街宣活動(以下「本件表現活動4」という。)

(表現活動5)

平成28年7月26日に大阪市役所前で弁士A、弁士C及び弁士Dを含む複数の弁士により行われた街宣活動(以下「本件街宣活動3」という。)のうち、弁士Dにより行われた街宣活動(以下「本件表現活動5」という。)

(表現活動6)

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件街宣活動1を記録した動画を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページ(以下「本件ウェブページ1」という。)に当該動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為(以下「本件表

現活動6」という。)

(表現活動7)

本件動画サイトにおいて、本件街宣活動2を記録した動画を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内の各ウェブページ(以下「本件ウェブページ2」という。)に当該動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為(以下「本件表現活動7」という。)

(表現活動8)

本件動画サイトにおいて、本件街宣活動3を記録した動画を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内の各ウェブページ(以下「本件ウェブページ3」といい、以下本件ウェブページ1、本件ウェブページ2及び本件ウェブページ3を併せて「本件各ウェブページ」という。)に当該動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為(以下「本件表現活動8」といい、以下本件表現活動1、本件表現活動2、本件表現活動3、本件表現活動4、本件表現活動5、本件表現活動6、本件表現活動7及び本件表現活動8を併せて「本件表現活動」という。)

2 本件表現活動に係る表現の内容の概要

(本件表現活動1)

弁士Bは、特別永住者の資格について、入管特例法が、「在日韓国人だけ」に特権を与える「おおもと」になっている旨を述べ、「在日韓国人」について発言していることを明確化した上で、まず、弁士Bの面前で本件表現活動1の実施に反対する立場を明らかにしている者を指しつつ、「約半数のね特別永住者はね、密入国者・不法入国者の子孫です。前でしゃべってるふたりもあれ、不法入国者の子孫だと思いますね、あれね。子孫でしょうね、あれね。」と述べている。

その発言に関する周囲の者の批判に対して、「密入国者の子孫は日本から出ていけ、出ていけ、こらあ。お前ら適法に居住してないだろ、お前、適法に居住してない奴は日本から出て行けよ、お前、うるさいんだよお前。」と述べている。

(本件表現活動2)

戦時下に中国及び韓国の軍人が行ったとされる過去の出来事に関する持論を述べつつも、「中国・韓国・朝鮮人」について、「中国・韓国・朝鮮人は残虐非道な民族」、「日本人と中国・韓国・朝鮮人とは遺伝子レベルで全く違う民族」などと述べている。

中国・韓国では、「日本人が残虐非道な民族」であると「反日教育で嘘を教えている」とし、「彼らが日本人に投影しているのは自分自身の姿」であり、「反日教育をするのは、日本人を虐殺強姦したいから」などと述べている。

(本件表現活動3)

本件街宣活動2に際して、周囲にいる本件表現活動3の実施に反対する立場を明らかにしている者らを指して「彼らが来なけりゃね、こういう警察の方いないんですよ。彼らがいるからね、我々

は守られて、守ってくれるためにここに警察官の方がたくさん来られているんですよ。」と述べた後、「韓国・朝鮮人これは非常に危険な生き物だ」と述べている。

(本件表現活動4)

「日本に寄生して日本人の金をたかり盗ろうとする」、「たかり根性」、「やから」、「〇〇（女性器を指す表現）売りに来とる」など「朝鮮人」の行為を侮辱的な言辞又は殊更に卑猥な言辞を用いて表現している。

過去のアメリカ大統領の言説と称し、「韓国・朝鮮人はインポotentだ」という趣旨の発言を6度、「韓国・朝鮮人は自分の国を守れない」という趣旨の発言を少なくとも6度にわたって繰り返している。

(本件表現活動5)

自身の街宣活動に反対している者のうち、面前の特定の1人を、根拠もなく「朝鮮人」とであると決めつけ、「豚」呼ばわりし、過去の「朝鮮人」の行為を導入部としつつ、突如として、同人を指し、何の根拠もなく同人も同様の行為をするかのように、「テロリスト」と断定している。

また、同人を指して、「この朝鮮人は、はっきりいってまるで寄りどころがない根無し草のようなやつだということはわかります」と述べた上で、続けて、在日韓国・朝鮮人一般を指し、「この在日というのはどういう輩かといえば、自分たちは日本人でもない朝鮮人でもない、どちらでもないような根無し草の立場で日本社会に寄生して、日本国家の解体を要求して無制限の福祉を吸い取ろうとする輩です。こういう意地汚い輩です。」「日本人を脅迫し、日本人に対して暴力を振るう。」と述べている。

慰安婦の強制連行等の日本の新聞のねつ造虚偽報道が韓国人の「たかり根性」を刺激して、韓国の「恐喝外交」を過激化させたと指摘した上で、韓国人について、「意地汚い、あちこちで慰安婦像なんてものをつくって自己宣伝しているバカですか。韓国人は自分たちの先祖が売春婦やったと宣伝すんの」と述べている。

(本件表現活動6)

本件表現活動1の内容を大阪市内に拡散する行為

(本件表現活動7)

本件表現活動2、本件表現活動3及び本件表現活動4の内容を大阪市内に拡散する行為

(本件表現活動8)

本件表現活動5の内容を大阪市内に拡散する行為

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

3 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動1は平成28年7月19日に、本件表現活動2ないし4は同月22日に、本件表現活動5は同月26日にそれぞれ行われたものであり、上記2記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動6ないし8は、既に本件各ウェブページから視聴できない状態になっており、上記2記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

4 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動1及び2)

松村 和則 (日本人への差別を許さない市民の会)

(本件表現活動3)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動4及び5)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動6)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動7)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動8)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。